

# 貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準に関する統一解釈 に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

## 改正事項

貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準に関する統一解釈に関する事項

## 改正理由

IACS 統一解釈 SC259 においては、原油タンカーの貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準における塗装テクニカルファイルの審査、塗料システムの認定、塗装検査員の評価等に関する手順を定めており、本統一解釈は既に本会規則に取入れられている。

2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、本統一解釈について検討が行われた結果、5 年間の実船適用により塗装システムを認定する場合に塗装状態の判定基準として用いられる「優良」の定義について、海水バラストタンクに対する塗装性能基準と整合を図るべく、判定対象箇所において点状の錆が発生している範囲を 5%未満から 3%未満に変更する旨の修正を加えた統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1479 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1479 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

塗装状態の判定基準における「優良」の定義に関する解釈を改めた。